

第374回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 令和 7 年度関係

(1) 第165号議案

令和 7 年度兵庫県病院事業会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・ P. 2

2 令和 8 年度関係

(1) 第25号議案

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正

する条例（関係部分）・・・・・・・・・・ P. 4

(2) 第26号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（関係部分）・・・・ P. 5

(3) 第40号議案

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ P. 6

病 院 局

1 令和7年度関係
第165号議案 令和7年度兵庫県病院事業会計補正予算(第2号)

令和7年度補正予算計上予定額の概要

(単位:千円)

事項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
収益的収支	189,586,958	6,637,790	1,859,100	△ 9,067,357	13,022,000	824,047	
区 分	単位	県立10病院 1附属診療所	指定管理病院		病院事業計		
			災害医療 センター	リハビリテー ション2病院			
稼 動 病 床 数	既決予定量	床	3,849	30	430	4,309	
	補正予定量		0	0	0	0	
	合計		3,849	30	430	4,309	
延 患 者 数	入院患者数 (1日平均)	人	既決予定量	8,180	134,762	1,365,985	
			補正予定量	855	△ 18,006	△ 42,214	
			合計	9,035	116,756	1,323,771	
	外来患者数 (1日平均)	人	既決予定量	229	66,865	1,850,668	
			補正予定量	8	△ 1,398	△ 77,265	
			合計	237	65,467	1,773,403	
事 業 収 益	千円	既決予定額	1,038,110 (2,363,963)	1,338,293 (7,351,301)	179,957,553		
		補正予定額	55,433 (218,436)	5,331 (△ 633,352)	1,849,152		
		合計	1,093,543 (2,582,399)	1,343,624 (6,717,949)	181,806,705		
<p>【主な増減理由】</p> <p>(1) 入院収益 102,990 → 102,243百万円 (△747百万円) 延患者数△42,214人 単価+1,138円</p> <p>(2) 外来収益 44,584 → 43,864百万円 (△720百万円) 延患者数△77,265人 単価+ 689円</p> <p>(3) 医業外収益 29,154 → 32,183百万円 (+3,029百万円) 病院賃上げ・物価上昇支援事業補助金による増等</p>							
事 業 費 用	千円	既決予定額	1,038,110 (2,363,963)	1,338,293 (7,320,718)	189,586,958		
		補正予定額	55,433 (136,833)	5,331 (△ 328,569)	6,637,790		
		合計	1,093,543 (2,500,796)	1,343,624 (6,992,149)	196,224,748		
<p>【主な増減理由】</p> <p>(1) 給与費 89,882 → 92,319百万円 (+2,437百万円) 医師の増や退職給与金、退職給与引当金の増等</p> <p>(2) 材料費 52,323 → 53,598百万円 (+1,275百万円) ※棚卸し分除き 物価高騰や高額薬品の使用増に伴う薬品費等の増</p> <p>(3) 経費 30,208 → 31,551百万円 (+1,343百万円) 物価高騰や人件費増に伴う委託費等の増</p>							
純 損 益 (棚卸除き)	千円	既決予定額	△ 9,629,405	0	0	△ 9,629,405	
		補正予定額	△ 3,788,638	(0)	(△ 30,583)	△ 3,788,638	
		合計	△ 13,418,043	(0)	(△ 274,200)	△ 13,418,043	
経 常 損 益 (棚卸除き)	千円	既決予定額	△ 7,986,970	0	0	△ 7,986,970	
		補正予定額	△ 4,043,214	0	0	△ 4,043,214	
		合計	△ 12,030,184	0	(△ 274,200)	△ 12,030,184	

※1 事業費用(県立10病院・1附属診療所)の補正予定額には、令和7年度末の棚卸分を追加予算計上(1,000,000千円)。
棚卸分は、令和8年度に費用化
※2 下段()書きは指定管理病院の予算を記載

【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位:千円)

病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路	
経常損益	△ 2,816,889	△ 930,869	△ 1,860,996	△ 418,324	△ 1,384,121	△ 1,266,668	
病院名	こころ	こども	がん	粒子線			合計
				粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	△ 124,604	△ 1,642,343	△ 417,702	△ 706,404	△ 461,264	△ 1,167,668	△ 12,030,184

(単位：千円)

事 項	令和7年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
資本的収支	65,216,439	△ 7,743,823	314	44,022	△ 7,460,300	△ 127,086	

(支出区分内訳)

区 分	資本的支出	建設改良費	企業債 償還金	投資
既決予定額	65,216,439	52,789,764	12,274,345	152,330
補正予定額	△ 7,743,823	△ 7,636,021	△ 75,032	△ 32,770
合計	57,472,616	45,153,743	12,199,313	119,560

(財源内訳)

区 分	資本的支出	財源内訳			
		国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
既決予定額	65,216,439	1	1,211,333	51,043,700	7,621,931
補正予定額	△ 7,743,823	314	44,022	△ 7,460,300	△ 127,086
合計	57,472,616	315	1,255,355	43,583,400	7,494,845

(令和7年度2月補正後予算)

区 分	病院事業計
資本的収入	52,333,915
資本的支出	57,472,616
差 引 額	△ 5,138,701

1 建設改良費	△ 7,636,021	
(1)建設改良工事費		△ 7,633,102
①県立西宮総合医療センター(仮称)整備費		5,249
②県立がんセンター建替整備費		△ 7,547,527
(2)固定資産購入費		229,291
(3)建設利息		△ 232,210
2 企業債償還金	△ 75,032	
企業債償還額精査に伴う減		
3 投資	△ 32,770	
(1)粒子線治療料貸付金		△ 12,970
(2)看護師修学資金貸付金		△ 19,800

※補正後に収入額が支出額に対し不足する額5,138,701千円は、一時借入金で措置

2 令和8年度関係

(1) 第25号議案 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定（関係部分）

ア 概要

兵庫県病院事業に常時従事する職員の定数について、(2)①から⑤までに掲げる増員及び減員を行うため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正する。

現行 ①	改正後 ②	差引 ②-①
7,828 人	8,176 人	+348 人

イ 改正内容

- ① 定年引上げに伴う増員 [+25 人]
- ② 西宮総合医療センター(仮称)開設に伴う増員(令和8年7月開設予定) [+334 人]
- ③ 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応のための体制整備に伴う増員 [+57 人]
- ④ 県養成医師の採用に伴う増員 [+11 人]
- ⑤ 効率的な病床運用のための看護師の適正配置に伴う減員 [▲79 人]

ウ 施行期日

令和8年4月1日

(2) 第 26 号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定（関係部分）

ア 改正内容

新たに採用された職員であつて、勤務時間 1 時間当たりの給与の額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定める額を下回るものに、採用の日から管理規程で定める日までの間、支給する第 2 種初任給調整手当を新設する。

イ 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第40号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

ア 制定の理由

- ① 西宮市域及び阪神圏域において、安定的かつ継続的に良質な医療を提供するため、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院を統合再編し、同圏域における中核的な総合病院として、兵庫県立西宮総合医療センターを新設することとし、所要の整備を行う。
- ② 兵庫県立こども病院では、安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、診療科目に緩和ケア内科を追加する。

イ 制定の概要

- ① 病院事業の施設として新設する病院の名称及び位置を次のとおりとする（第2条関係）。

名称	位置
兵庫県立西宮総合医療センター	西宮市津門大塚町

- ② ①の病院の診療科目及び病床数を次のとおりとする（第2条関係）。

診療科目		病床数
内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 ペインクリニック内科 腫瘍内科	552
外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 ペインクリニック外科	
上記以外の診療科目	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科	

- ③ 兵庫県立西宮病院に係る規定を削除する（第2条関係）。
- ④ 兵庫県立こども病院の診療科目に、緩和ケア内科を追加する（第2条関係）。

ウ 施行期日

令和8年4月1日。ただし、イ①、②及び③は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において管理規程で定める日